養育支援訪問事業

(1) 概要

事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児·家事の援助や技術指導等を行う事業 (市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。)

実施状況

·実施箇所数:996市町村(全市町村の約5割) (雇用均等·児童家庭局総務課調(平成21年7月1日現在)) (H20 799市町村)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

(5) 費用負担

各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

市

国

【国1/2、市1/2】

費用負担

左記の割合で公費負担。

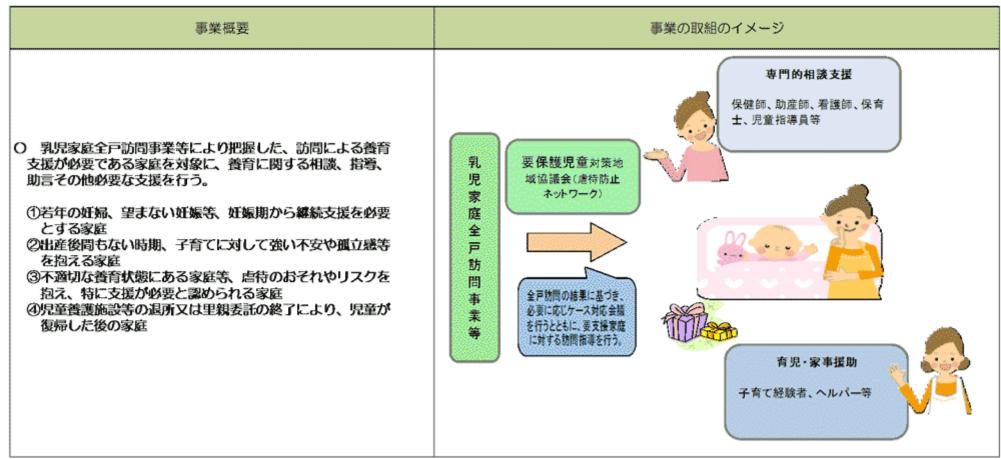
(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約722億円(H22予算ベース))の内数

<養育支援訪問事業>

実施主体	運営主体	利用対象者	事業従事者	実施場所	創設年度	実施か所数(21年度)
	NPO、社会福祉法人 等に委託可	等により把握した支援 が必要と認められる仮	保健師、助産師、看護 師、保育士、児童指導 員、子育て経験者、へ ルパー等	各家庭	H16年度	996市区町村 (平成21年航交付款室ペース)



地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。 (ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間 以上の開設)

実施状況

(実施箇所数) 5,199箇所 (H21年度交付決定ベース)

(ひろば型 1,527箇所、センター型 3,477箇所、児童館型 195箇所) (H2)

(H20 4.889箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づ〈地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載 施設整備補助

安心こども基金による補助有り

(国庫補助対象) 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

(国庫補助単価) 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ / 利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

研究会・セミナーへの参加

・事業主体は従事者の資質・技能の向上を図るため、各種研修会やセミナーへの積極的参加に努める

(7) 費用負担

運営主体に対する支払い

費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の_{円 奴}



く地域子育て支援拠点事業>

実施主体	運営主体	利用対象者	事業従事者	実施場所	創設年度	実施か所数(21年度)
	NPO、社会福祉法人 等に委託等可		子育て支援に関して 意欲があり、子育てに 関する知識・経験を有 する者保育士	· 公共加坡 . 如今在林	H19年度	5,199か所 (平成21年底交付3余ペース)

事業概要

事業の取組のイメージ

- 〇 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼 児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実
- O NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育 て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上 を図る。
 - <次の①~④の取組を基本事業としてすべて実施>
 - (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育で等に関する相談・援助の実施
 - ③地域の子育で関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



<港区子育てひろば「あい・ぽーと」様より資料提供>